

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）の一部を次のように改正し、令和2年8月1日から施行する。

令和2年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>東北地方電線類地中化協議会又は東北地方無電柱化協議会において策定された無電柱化推進計画に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占有の許可（以下「占有の許可」という。）を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給機、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいう。）の支持柱（景観に配慮したものに限る。）</u></p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、令和2年8月1日以降に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占有の許可（以下「占有の許可」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）</u></p> <p>7 <u>上空に電線類が設置されていない道路において、令和2年8月1日以降に占有の許可を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件</u></p> <p>8 <u>占有の許可を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給機、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいい、令和2年8月1日以降に占有の許可を受けて設置するものに限る。）及び当該柱状型機器の支持柱（景観に配慮したものに限る。）</u></p> <p>9 [略]</p> <p>10 <u>エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が令和2年8月1日以降に占有の許可を受けて当該道路の地下に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホール</u></p> <p>11 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	